

弔慰金および見舞金制度

所定の手続きを行うことにより、弔慰金および見舞金を受け取ることができる制度があります。所定の届出書は、学務課に申し出て受け取ってください。

(弔慰金) 学生本人が死亡した場合は、弔慰金および供花をその親族に奉呈し、学生の実父母または養父母が死亡した場合は、弔慰金を奉呈します。

(見舞金) 学生または主たる家計支持者が居住する家屋の罹災に関して、見舞金を奉呈します。ただし、学生が現に居住していない場合でも、修学の為に一時的に居を別に行っていると認められる場合は本来の居住地で判定することとします。